

22 静岡県東伊豆町における風力発電施設からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(平成21年(ゲ)第7・12号事件)

(1) 事件の概要

平成21年7月21日、静岡県東伊豆町の住民7人から、風力発電会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが受けている頭痛、肩こり、吐き気等の健康被害は、被申請人が稼働させている風力発電施設から発生する超低周波・低周波騒音に起因するものである、との原因裁定を求めるものである。

同年10月7日、申請人らのうち1人から申請を取り下げる旨の申出があった。

同年11月9日、同一原因による被害を主張する住民5人から参加の申立てがあり(平成21年(ゲ)第12号事件)、裁定委員会は、同年11月25日、これを許可した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。